



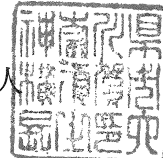
# 許 可 証

横須賀市指令資推第51号  
平成24年6月15日

住 所 横須賀市久里浜2丁目25番9-405

氏 名 株式会社 アサヒリソース  
代表取締役 藤田 幸男

横須賀市長 吉田 雄人



平成24年 6月 13日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

- 1 許可年月日 平成24年6月15日
- 2 許可番号 第60号
- 3 許可の期限 平成26年6月14日
- 4 事業の範囲
  - (1) 業務の種類 一般廃棄物収集運搬業（積替え・保管を除く）
  - (2) 廃棄物の種類 一般廃棄物（ごみ）
- 5 許可の条件
  - (1) 本市に提出した事業計画書に基づいて業を行うこと。
  - (2) 生活環境保全のため、本市の指示に従うこと。

書 換 事 由

この許可について不服がある場合は、この許可証を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、横須賀市長に対して異議申立てをすることができます。また、前記の異議申立てをしなくても、この許可証を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、横須賀市を被告として（訴訟において横須賀市を代表する者は、横須賀市長となります。）、許可の取消しの訴えを提起することができます。ただし、前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に許可の取消しの訴えを提起することができます。